

小沢氏「起訴相当」

虚偽記入で検察審

再議決なら強制起訴

小沢一郎・民主党幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地取引をめぐる事件で、東京第五検察審査会は二十七日、政治資金規正法違反（虚偽記入）容疑で告発され不起訴となった小沢氏について、「起訴相当」と議決した。東京地検特捜部は議決を受け、再捜査して起訴するかどうかをあらためて判断する。その結果、不起訴となっても審査会は再審査し、二度目の「起訴相当」が議決されると、小沢氏は裁判所が選ぶ指定弁護士に強制的に起訴される。議決理由では小沢氏について「共謀共同正犯の成立が強く推認され、起訴して公開の場で真実を明らかにするべきだ」とした。



小沢一郎幹事長

特捜部は二月四日、陸山会の政治資金収支報告書に計約二十億三千万円の虚偽記入をしたとして、同会の元事務担当で民主党衆院議員の石川知裕被告（三〇）ら三人を起訴。小沢氏については、石川被告らとの共謀を立証する証拠がないとして、嫌疑不十分で不起訴とした。